

議案第51号

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部
を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年6月4日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出
するものである。

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部
を改正する条例

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「支援給付受給世帯」の次に「並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親である保護者」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例別表備考の小規模住居型児童養育事業を行う者に係る規定については、令和3年4月1日以後の教育又は保育の提供に係る保育料について適用する。